

議案第 18 号

行政不服審査会の事務の委託について

行政不服審査会のお務に關し、協議により次の規約を定めて大分県に委託することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第3項において準用する同法第252条の2の2第3項の規定により、議会の議決を求める。

令和 8 年 9 月 1 日 提 出

日出町長 安 部 徹 也

日出町と大分県との間の行政不服審査会のお務の委託に關する規約

（關係地方公共団体及び委託事務の範圍）

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第1項の規定に基づき、日出町は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第81条第1項に規定する機關（以下「行政不服審査会」という。）に同法の規定によりその権限に属させられた事項の處理に係る事務を大分県に委託する。

（委託事務の管理及び執行の方法）

第2条 大分県が前条の規定により委託された事務（以下「委託事務」という。）の管理及び執行については、大分県の条例及び規則その他の規程（以下「条例等」という。）の定めるところによるものとする。

（経費）

第3条 委託事務の管理及び執行に要する経費は大分県が支弁し、その費用は

日出町が負担するものとする。

- 2 前項の費用の負担の範囲及び方法は、日出町長と大分県知事が協議して定める。

(条例等の改廃の場合の措置)

第4条 大分県は、行政不服審査法第81条第4項の規定により行政不服審査会の組織及び運営に関し必要な事項を定める条例その他委託事務の管理及び執行について適用される条例等を制定し、又は改廃したときは、直ちにこれを日出町に通知するものとする。

(その他必要な事項)

第5条 この規約に定めるもののほか、委託事務の処理に関し必要な事項は、日出町長と大分県知事が協議して定める。

附 則

この規約は、令和9年4月1日から施行する。

理 由

行政不服審査会の事務を大分県に委託することに伴い、地方自治法第252条の14第1項の規定に基づき、日出町と大分県の間に行政不服審査会の事務の委託に関する規約を締結する必要があるので提出する。